

## 重要事項説明書

記入年月日	令和7年7月1日
記入者名	尾原 正朗
所属・職名	(管理者) 施設長

## 1 事業主体概要

名称	(ふりがな)かぶしきがいしゃ えむじえいくおりてい 株式会社MJクオリティ		
主たる事務所の所在地	〒 592-8333 堺市西区浜寺石津町西1丁1番18号		
連絡先	電話番号/FAX番号	072-244-6215 / 072-244-6217	
	メールアドレス	<a href="mailto:uraraka-h21@pearl.ocn.ne.jp">uraraka-h21@pearl.ocn.ne.jp</a>	
	ホームページアドレス	<a href="http://">http://</a>	
代表者(職名/氏名)	代表取締役 / 尾原 正朗		
設立年月日	平成 28年7月15日		
主な実施事業	※別添1(別の実施する介護サービス一覧表) 介護保険事業		

## 2 有料老人ホーム事業の概要

## (住まいの概要)

名称	(ふりがな)うえるはうす ら・うららか ウェルハウスら・うららか		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	住宅型		
所在地	〒 592-8333 堺市西区浜寺石津町西1丁1番18号		
主な利用交通手段	南海本線 「石津川」 駅より約480m(徒歩6分)		
連絡先	電話番号	072-244-6215	
	FAX番号	072-244-6217	
	ホームページアドレス	<a href="http://">http://</a>	
管理者(職名/氏名)	施設長 / 尾原 正朗		
建物の竣工日	昭和 59年4月19日新築(増改築平成23年3月11日変更)		
有料老人ホーム事業開始日/届出受理日	平成 23年4月1日	/	平成 (事業主体の運営開始日) 28年10月1日

## (特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号		所管している自治体名	
特定施設入居者生活介護 指定日			
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号		所管している自治体名	
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日			

### 3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	あり	契約の自動更新	あり				
	賃貸借契約の期間	平成	28年10月1日			～	平成	30年9月30日		
	面積	396.6 m <sup>2</sup>								
建物	権利形態	賃借権	抵当権	あり	契約の自動更新	あり				
	賃貸借契約の期間	平成	28年10月1日			～	平成	30年9月30日		
	延床面積	802.3 m <sup>2</sup> (うち有料老人ホーム部分				802.3 m <sup>2</sup> )				
	竣工日	昭和	59年4月19日 (増改築平成23年3月11日)			用途区分	有料老人ホーム			
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：						
	構造	鉄筋コンクリート造		その他の場合：						
	階数	5階		(地上 5階、地階 階)						
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性									
居室の状況	総戸数	21戸		届出又は登録(指定)をした室数			21室(24室)			
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)	
	一般居室個室	○	○	×	×	×	13m <sup>2</sup>	8室	一人部屋	
	一般居室個室	○	○	×	×	×	14m <sup>2</sup>	5室	一人部屋	
	一般居室個室	○	○	×	×	×	15m <sup>2</sup>	2室	一人部屋	
	一般居室個室	○	○	×	×	×	16m <sup>2</sup>	2室	一人部屋	
	一般居室個室	○	○	×	×	×	18m <sup>2</sup>	4室	一人部屋	
共用施設	共用トイレ	2ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ			0ヶ所			
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ			1ヶ所			
	共用浴室	個室	2ヶ所		ヶ所					
	共用浴室における介護浴槽	チェア浴	1ヶ所		ヶ所			その他：		
	食堂	1ヶ所		面積	27.2 m <sup>2</sup>		入居者や家族が利用できる調理設備	あり		
	機能訓練室	ヶ所		面積	m <sup>2</sup>					
	エレベーター	あり(車椅子対応)				1ヶ所				
	廊下	中廊下	3.2 m		片廊下	1.42 m				
	汚物処理室	ヶ所								
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室 あり		
通報先		事務室・スマホ			通報先から居室までの到着予定時間			1～3分		
その他										
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備	あり	火災通報設備	あり				
	スプリンクラー	あり	なしの場合(改善予定時期)							
	防火管理者	あり	消防計画	あり	避難訓練の年間回数	2回				

#### 4 サービスの内容

##### (全体の方針)

運営に関する方針		入居者の人格、自主性の尊重を基本として、明るく心豊かに暮らし続けていける施設を目指し、入居者それぞれに対応した日常生活の維持を全面的にサポートする。
サービスの提供内容に関する特色		入居者ごとに連絡ノートを作成し、生活状況の変化にいち早く察知し、迅速に対応・連携ができる体制をとっている。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施・委託	
食事の提供	委託	株式会社もぐもぐ
洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施・委託	
健康管理の支援(供与)	自ら実施・委託	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施・委託	
提供内容		状況把握の内容: 食事時間及び巡回により、安否確認及び状況把握を行う。 生活相談サービスの内容: 日中随時受付けており、相談内容が専門的な場合、専門機関を紹介する。
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	瀬野クリニック・だんホームクリニック・堺山口病院・いしだ医院
	提供方法	随時、健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)
虐待防止		①虐待防止に関する責任者は、管理者の 尾原 正朗 です。 ②従業員に対し、虐待防止研修を実施しています。 ③入居者及び家族様等に苦情解決体制を整備しています。 ④管理者は、日常習慣的に虐待防止のための啓発、周知等を全職員におこなっています。 ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を万一発見した場合は、速やかに市町村に通報いたします。
身体的拘束		①身体拘束は原則禁止としており、三原則(切迫性・非代替性・一時性)に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間(最長で一か月)を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等への説明を行い、同意書をいただく。(継続して行う場合は、概ね一か月毎に行う。) ②経過観察及び記録をする。 ③2週間に一回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状況、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。 ④本件に関しては、すべて管理者判断が必要とし、いかなる状態であっても確認作業を必要とする。拘束に関し、必要の可能性が考えられる入居者の入居及び変化があった場合は、未然に随時、施設全体にて全議を行い書面にて議事録を作成し、周知徹底
身体的拘束等適正化委員会の責任者・開催月		(職名) 施設長
		(氏名) 尾原 正朗
		(開催月)( 7年度中) 5 月及び対応要素がある月の随時
		(内容の職員への周知方法) 勤務シフト受け渡し時、日程調整及び書面にて告知
身体的拘束等の適正化のための指針の整備状況		(整備年月日) 令和4年 12月 31日
身体的拘束等の適正化のための研修の実施状況		(開催頻度) 1回/年
		(直近の実施年月日) 令和7年 5月 21日

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成			
日常生活上の世話	食事の提供及び介助		
	入浴の提供及び介助		
	排泄介助		
	更衣介助		
	移動・移乗介助		
	服薬介助		
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練		
	レクリエーションを通じた訓練		
	器具等を使用した訓練		
その他の	創作活動など		
	健康管理		
施設の利用に当たっての留意事項			
その他運営に関する重要事項			
短期利用特定施設入居者生活介護の提供			
	入居継続支援加算		
	生活機能向上連携加算		
	個別機能訓練加算		
	夜間看護体制加算		
	ADL維持等加算		
	若年性認知症入居者受入加算		
	協力医療機関連携加算		
	口腔衛生管理体制加算		
	口腔・栄養スクリーニング加算		
	科学的介護推進体制加算		
	退院・退所時連携加算		
	退去時情報提供加算		
	看取り介護加算		
	認知症専門ケア加算		
	高齢者施設等感染対策向上加算		
	新興感染症等施設療養費		
	生産性向上推進体制加算		
	サービス提供体制強化加算		
介護職員等処遇改善加算			
人員配置が手厚い介護サービスの実施		(介護・看護職員の配置率) : 1 以上	

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い	
	その他の場合:	
協力医療機関	名称	瀬野クリニック
	住所	堺市西区上714-1朝日医療ビル鳳南3階
	診療科目	内科・脳神経外科
	協力科目	内科・脳神経外科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合:
	名称	だんホームクリニック
	住所	堺市北区長曾根町1207-7
	診療科目	内科
	協力科目	内科
協力内容	訪問診療、急変時の対応	
	その他の場合:	
協力歯科医療機関	名称	医療法人 緑風会 あべの歯科クリニック
	住所	大阪市阿倍野区阿倍野元町5-1
	協力内容	訪問診療
その他の場合:		

(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合			
		その他の場合:	
判断基準の内容			
手続の内容			
追加的費用の有無		追加費用	
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無		調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減		変更の内容
	便所の変更		変更の内容
	浴室の変更		変更の内容
	洗面所の変更		変更の内容
	台所の変更		変更の内容
	その他の変更		変更の内容

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要介護		
留意事項	原則65歳以上(病状等、介護保険適用要件により、例外あり) ホーム内には、看護師職員がいないため、医療行為となる介助が日常的に必要な方の入居はできません。(訪問看護利用の場合で可能な場合を除く)病状による入居可否については、医療連携及び地域医療への審査によって確定します。		
契約の解除の内容	①入居者が死亡した場合 ②入居者または事業者からの解約の場合 ③病状の悪化により、ホームでの生活が困難と医療が判断した場合		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	別紙 契約書第28条参照	
	解約予告期間	最短14日から1か月	
入居者からの解約予告期間	14日		
体験入居	なし	内容	
入居定員	16人		
その他	身元引受人が設定できない場合は要相談		

## 5 職員体制

### (職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計		非常勤		
	常勤				
管理者	1		1	0.5	
生活相談員					
直接処遇職員	4		4	2.5	訪問介護員
介護職員	4		4	2.5	訪問介護員
看護職員					
機能訓練指導員					
計画作成担当者					
栄養士					
調理員					
事務員					
その他職員					
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40 時間

### (資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤		非常勤	
介護福祉士	1		1	
介護職員初任者研修修了者	3		3	

### (資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤		非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

**(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)**

夜勤帯の設定時間 ( 20 時 00 分～ 9 時 00 分)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	1 人	1 人
生活相談員	人	人
	人	人

**(特定施設入居者生活介護等の提供体制)**

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	: 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

**(職員の状況)**

管理者	他の職務との兼務				あり					
	業務に係る資格等		あり	資格等の名称		介護福祉士				
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数				0						
前年度1年間の退職者数				0						
就業した業務に従事した経験年数に 応じた人数	1年未満			0						
	1年以上3年未満			0						
	3年以上5年未満			0						
	5年以上10年未満			1						
	10年以上			3						
備考										
従業者の健康診断の実施状況		あり								

## 6 利用料金

### (利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式	
利用料金の支払い方式	月払い方式	
	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	あり	家賃は徴収
	内容：	管理費・共益費に関しては日割減額
利用料金の改定	条件	物価変動、人件費上昇により、2年に1回改訂する場合がある。
	手続き	運営懇談会の意見を聴く

### (代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2
入居者の状況	要介護度	要介護1～5	
	年齢	65歳以上	
居室の状況	部屋タイプ	一般居室個室	
	床面積	13㎡	
	トイレ	あり	
	洗面	あり	
	浴室	なし	
	台所	なし	
	収納	なし	
入居時点で必要な費用	敷金	0円	
	その他	2年間で15,000円	(借家人賠償保険)
月額費用の合計		87,000円	
家賃		38,000円	
サービス費用	介護保険外	特定施設入居者生活介護※の費用	
		食費	39,000円
		共益費	10,000円
		状況把握及び生活相談サービス費	0円
		電気代	実費（メーター清算）
備考 介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※介護予防・地域密着型の場合を含む。			

**(利用料金の算定根拠等)**

家賃	建物の賃貸料等を基礎とし、1室あたりの家賃を算定	
敷金	家賃の	0ヶ月分
	解約時の対応	
前払金	なし	
食費	外注費、厨房維持費1日3食提供するための費用	
共益費	共用施設の維持管理・修繕保守費	
状況把握及び生活相談サービス費	管理費に含む	
電気代	実費 各戸メーター検針にて請求	
管理費	各入居者の生活維持に関する管理業務・手配業務全般	
介護保険外費用	別紙2	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料	なし	

**(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)**

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

**(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略**

想定居住期間（償却年月数）	
償却の開始日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	
初期償却額	
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了
	入居後3月を超えた契約終了
前払金の保全先	

## 7 入居者の状況

### (入居者の人数)

年齢別	65歳未満	人
	65歳以上75歳未満	2人
	75歳以上85歳未満	7人
	85歳以上	3人
要介護度別	自立	人
	要支援1	人
	要支援2	人
	要介護1	人
	要介護2	1人
	要介護3	3人
	要介護4	6人
	要介護5	2人
入居期間別	6か月未満	人
	6か月以上1年未満	2人
	1年以上5年未満	4人
	5年以上10年未満	6人
	10年以上15年未満	人
	15年以上	人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0人 / 0人
入居者数		12人

### (入居者の属性)

性別	男性	9人	女性	3人	
男女比率	男性	75%	女性	25%	
入居率	75%	平均年齢	81歳	平均介護度	3.75

### (前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	0人
	死亡者	0人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	(解約事由の例)
		0人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)

## 8 苦情・事故等に関する体制

### (利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称（設置者）		株式会社MJクオリティ
電話番号 / F A X		072-244-6215 / 072-244-6217
対応している時間	平日	9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0
	土曜	
	日曜・祝日	
定休日		土日祝日及び行政の休日
窓口の名称（行政）		堺市健康福祉局長寿社会部介護事業者課
電話番号 / F A X		072-228-7348 / 072-228-7481
対応している時間	平日	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
定休日		土日祝日及び行政の休日
窓口の名称 （大阪府国民健康保険団体連合会）		大阪府国民健康保険団体連合会
電話番号 / F A X		06-6949-5418 /
対応している時間	平日	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
定休日		土日祝日及び行政の休日

### (サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	あり	
	ありの場合 の内容：	福祉事業者総合賠償責任保険
賠償すべき事故が発生したときの対応	あり	
	ありの場合 の内容：	事故対応マニュアル
事故対応及びその予防のための指針		

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合		
		実施日	毎月1日（意見箱告知）	
		結果の開示	あり	
		開示の方法	館内内容精査の上、掲示	
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
		開示の方法		

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開・入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開・入居希望者に交付
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 1回
		構成員	入居者・家族・施設長・職員・第三者
		なしの場合の代替措置の内容	入居者10名未満及び家族参加者5名未満までは、書面もしくは、個別対応として代替とする。別途、面談での代替とする場合がある。
高齢者虐待防止のための取組の状況	あり	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	
	あり	指針の整備	
	あり	定期的な研修の実施	
	あり	担当者の配置	
身体的拘束等の適正化のための取組の状況	あり	身体的拘束等適正化検討委員会の開催	
	あり	指針の整備	
	あり	定期的な研修の実施	
	なし	緊急やむを得ない場合に行う身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行うこと	
	なし	身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	
業務継続計画の策定状況等	あり	感染症に関する業務継続計画	
	あり	災害に関する業務継続計画	
	あり	職員に対する周知の実施	
	あり	定期的な研修の実施	
	あり	定期的な訓練の実施	
	あり	定期的な業務継続計画の見直し	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	<p>・入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」並びに、堺市個人情報保護条例及び市町村の個人情報の保護に関する定めを尊重する。</p> <p>・事業者及び職員は、サービス提供をするうえで知りえた入居者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>・事業者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。</p>		
緊急時等における対応方法	<p>・事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。（緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく）〈例〉・病気、発熱（38度以上）、事故（骨折・縫合等）が発生した場合、連絡先（入居者が指定した者：家族・後見人等）及びどのレベルで連絡するのかを確認する。</p> <p>・連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。</p> <p>・関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。</p> <p>・賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する</p>		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
堺市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
合致しない事項がある場合の内容			
「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	適合している		
	代替措置等の内容		

不適合事項がある場合の入居者への説明	
上記項目以外で合致しない事項	なし
合致しない事項の内容	
代替措置等の内容	
不適合事項がある場合の入居者への説明	

添付書類：別添1（別の実施する介護サービス一覧表）  
別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

上記の重要事項の内容について、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

年

月

日

説明者署名

(別添1)事業主体が堺市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	あり	ケアクオリティ・うららか	堺市堺区少林寺町西2-2-6-1階
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護			
特定施設入居者生活介護			
福祉用具貸与			
特定福祉用具販売			
＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
居宅介護支援			
＜居宅介護予防サービス＞			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護			
介護予防特定施設入居者生活介護			
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具販売			
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
介護予防支援			
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護医療院			
＜介護予防・日常生活支援総合事業＞			
訪問型サービス			
通所型サービス			
その他の生活支援サービス			

## (別添2)

## 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

	特定施設入居者生活介護費で実施するサービス(利用者一部負担※1)	個別の利用料で実施するサービス		備 考	
			料金※2 (税抜)		
介護サービス	食事介助		あり	1回につき、1,000円	訪問介護利用が原則。特別な依頼がある場合に限り対応。
	排せつ介助・おむつ交換		あり	1回につき、1,000円	訪問介護利用が原則。特別な依頼がある場合に限り対応。
	おむつ代		なし		自己負担で購入(業者発注での購入お手伝いは可能)
	入浴(一般浴) 介助・清拭		なし		訪問介護利用が原則。
	特浴介助		なし		訪問介護利用が原則。
	身辺介助(移動・着替え等)		あり	1回につき、1,000円	訪問介護利用が原則。特別な依頼がある場合に限り対応。
	機能訓練		なし		
	通院介助		あり	30分で、1,000円	訪問介護利用が原則。特別な依頼がある場合に限り対応。
	口腔衛生管理		あり		訪問歯科との連携にて可能
生活サービス	居室清掃		あり	30分で、1,000円	訪問介護利用が原則。特別な依頼がある場合に限り対応。
	リネン交換		あり	1回につき、1,000円	訪問介護利用が原則。特別な依頼がある場合に限り対応。
	日常の洗濯		あり	1回につき、1,000円	訪問介護利用が原則。特別な依頼がある場合に限り対応。
	居室配膳・下膳		あり	食事代を含む	特殊な場合は、訪問介護利用。
	入居者の嗜好に応じた特別な食事		なし		
	おやつ		なし		
	理美容師による理美容サービス		あり	カットのみ、2,000円(外注)	訪問理容です。日程はホームで取り決めます。
	買い物代行		あり	1回につき、1,000円	訪問介護利用が原則。特別な依頼がある場合に限り対応。
	役所手続代行		あり	1件につき、500円	書類作成・記入・提出・受領訪問各1回につき500円請求
	金銭・貯金管理		あり	1か月につき、1,000円の管理料	金銭管理契約に基づき、利用可能。
健康管理サービス	定期健康診断		あり	実費	希望により、随時手配可能。
	健康相談		あり	管理費を含む	専門的な相談は紹介にて対応(別途費用が発生します)
	生活指導・栄養指導		あり	管理費を含む	専門的な相談は紹介にて対応(別途費用が発生します)
	服薬支援		あり	管理費を含む	預かり薬の管理、服薬支援管理のみ
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)		あり	管理費を含む	
入退院のサービス	移送サービス		あり	30分で、1,000円	原則、ご家族様の対応(交通費が必要な場合は実費分請求)
	入退院時の同行		あり	30分で、1,000円	原則、ご家族様の対応(交通費が必要な場合は実費分請求)
	入院中の洗濯物交換・買い物		あり	30分で、1,000円	原則、ご家族様の対応(交通費が必要な場合は実費分請求)
	入院中の見舞い訪問		あり	30分で、1,000円	原則行わない。状況、病院からの依頼等の場合に限る。

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割、2割又は3割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。